

売買取引に係る業務規程（ビットアルゴ取引所東京）

目次

第1章 総則

第1条 (目的)

第2条 (用語の定義)

第2章 売買取引の枠組み

第3条 (売買取引の区分及び売買取引時間)

第4条 (休業日)

第5条 (売買取引の臨時停止、臨時挙)

第6条 (臨時停止、臨時挙の通知)

第7条 (売買取引の方法)

第3章 売買契約締結の方法

第8条 (競争売買の原則)

第9条 (個別競争売買)

第10条 (売買の取消し)

第4章 呼値及び売買単位等

第11条 (呼値)

第12条 (売買単位)

第13条 (基準価格)

第14条 (約定値段の公表)

第15条 (売買の通知)

第5章 売買の停止

第16条 (売買の停止)

第6章 取引の参加者への注意喚起

第17条 (取引の参加者への注意喚起)

第7章 売買に関する制約等

第18条 (取引への参加の条件)

第19条 (当取引所の市場におけるBitcoinの売買に関する規制措置)

第8章 雑則

第20条 (総取引高、市況等の通知及び公表)

第21条 (市場運営に関する必要事項の決定)

第1章 総則

第1条 (目的)

この規程は、定款第2条の規定に基づき、当取引所の市場における仮想通貨の売買取引に関して必要な事項を定める。

2 この規程の変更は、取締役会の決議をもって行う。ただし、変更の内容が軽微である場合は、この限りでない。

第2条 (用語の定義)

この規程において使用する用語の定義については、次の各号に定めるところによる他、各条項中に定めるところによるものとする。

- (1) 仮想通貨とは、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第2条5項各号に規定されるものをいう。
- (2) Bitcoinとは、平成21年5月24日に中本哲史氏により掲載された論文「Bitcoin: A Peer-to-Peer Electronic Cash System」に基づく、仮想通貨をいう。
- (3) 現物取引とは、本規程に定めるところにより仮想通貨を売買し、最終的に当該仮想通貨とそれに対当した法定通貨を受渡すことにより売買を終結することを前提とした取引をいう。
- (4) 値段とは、売買取引において売付けまたは買付けの対価となる額をいう。
- (5) 制限値幅とは、本規程により定める基準となる価格から変動可能な値段の幅をいう。
- (6) 呼値とは、当取引所市場における売買取引の当事者となるために売買取引においてなす値段の限度の意思表示をいう。
- (7) 売呼値とは、売付けに係る呼値をいい、買呼値とは、買付けに係る呼値をいう。
- (8) 指値とは、価格を指定した売呼値、または、買呼値を発注することという。
- (9) 成行とは、当取引所が定める基準値段から一定の範囲の値幅内において、価格を指定しない売呼値、または、買呼値を発注することという。

第2章 売買取引の枠組み

第3条 (売買取引の区分及び売買取引時間)

当取引所の売買取引は、日本時間午前4時10分から翌日午前4時までとする。なお、この連続した時間帯の取引の開始から取引の終了までを同一の営業日における取引とする。

2 当取引所は、必要があると認めるときは、前項の売買取引時間を臨時に変更することができる。この場合においては、あらかじめその旨を当取引所ホームページに掲載する。

第4条 (休業日)

当取引所は、原則として、休業日を設けない。

2 当取引所は、必要があると認めるときは、臨時休業日を定めることができる。

3 休業日においては、売買取引その他の業務を行わない。

第5条 (売買取引の臨時停止、臨時挙行)

当取引所は、必要があると認めるときは、売買取引の全部若しくは一部を臨時に停止し又は臨時に挙行することができる。

第6条 (臨時停止、臨時挙行の通知)

当取引所は、臨時休業日又は売買取引の臨時停止若しくは臨時挙行を定めたときは、あらかじめその旨を当取引所ホームページに掲載する。

第7条 (売買取引の方法)

売買取引は、全て当取引所が設置する電子計算機等を利用した取引システム（以下「売買システム」という。）により行う。

第3章 売買契約締結の方法

第8条 (競争売買の原則)

当取引所におけるBitcoin売買取引は、競争売買によるものとする。

2 競争売買における呼値の順位は、次の各号に定めるところによる。

(1) 低い値段の売呼値は、高い値段の売呼値に優先し、高い値段の買呼値は、低い値段の買呼値に優先する。

(2) 同一値段の呼値については、呼値が行われた時間の先後により、先に行われた呼値は、後に行われた呼値に優先する。

(3) 成行呼値は、それ以外の呼値に値段的に優先し、成行呼値相互間の順位は、同順位とする。

第9条 (個別競争売買)

第8条第1項の競争売買は、個別競争売買とする。

2 個別競争売買においては、売呼値の競合、買呼値の競合及び売呼値と買呼値との争合により、最も低い値段の売呼値と最も高い値段の買呼値とが合致するとき、その値段を約定値段とし、第8条第2項に定める呼値の順位に従って、対当する呼値の間に売買を成立させる。

第10条 (売買の取消し)

当取引所は、過誤のある注文等により売買が成立した場合において、その決済が極めて困難であり、当取引所の市場が混乱するおそれがあると認めるときは、当取引所が定めるところにより、当取引所が定める売買を取り消すことができる。

2 当取引所は、天災地変その他のやむを得ない理由により当取引所のシステム上の売買記録が消失した場合において、消失したすべての売買記録を復元することが困難であると認めるときは、当取引所がその都度定める売買を取り消すことができる。

3 当取引所は、当取引所のシステムまたはネットワークの障害により、著しく公正な売買が阻害されたおそれがあると認められるときは、当取引所が定めるところにより、当取引所が定める売買を取り消すことができる。

4 第1項から第3項の規定により当取引所が売買を取り消した場合には、当該売買は初めから成立しなかったものとみなす。

5 取引に参加する者は、第1項の規定により当取引所が売買を取り消したことにより損害を受けることがあっても、過誤のある注文を発注した取引の参加者に対して、その損害の賠償を請求できないものとする。ただし、過誤のある注文の発注に際して、取引の参加者に故意又は重過失が認められる場合は、この限りでない。

6 取引の参加者は、第1項から第3項の規定により当取引所が売買を取り消したことにより損害を受けることがあっても、当取引所に対して、その損害の賠償を請求できないものとする。ただし、当取引所に故意又は重過失が認められる場合は、この限りでない。

第4章 呼値及び売買単位等

第11条 (呼値)

取引に参加する者は、売買取引を行おうとするときは、呼値を行わなければならない。

2 呼値の単位は、1BTCにつき1円とする。

3 呼値は、当取引所が規則により定める値幅の限度を超える値段により行うことができない。

4 当取引所は、呼値について、売買の成立を促進するために必要があると認めるときは、その存在を周知するものとする。

5 本規程に定めるもののほか、呼値に関し必要な事項については、当取引所が規則により定める。

第12条 (売買単位)

売買単位は、0.01BTC (1,000,000Satoshi) とする。

第13条 (基準価格)

取引の始めの約定値段を定める際に基準となる価格（以下「基準価格」という。）は、直前の取引の最終値段とする。

(約定値段の公表)

第14条 (約定値段の公表)

当取引所は、売買が成立したときは、当取引所が定めるところにより、その約定値段を公表する。

第15条 (売買の通知)

当取引所は、売買が成立したときは、直ちにその内容を売方及び買方それぞれの取引に参加する者に通知するものとする。

2 取引に参加する者は、売買内容の通知を受けたときは、直ちにその内容を確認するものとする。

第5章 売買の停止

第16条 (売買の停止)

当取引所は、次の各号に掲げる場合には、当取引所が定めるところにより、仮想通貨の売買を停止することができる。

(1) 売買の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合その他売買管理上売買を継続して行わせることが適当でないと認める場合

(2) 売買システムの稼働に支障が生じた場合、仮想通貨の売買に係る当取引所の施設に支障が生じた場合等において売買を継続して行わせることが困難であると認める場合

(3) 売買の取消しを行う可能性があることを周知させる必要があると認める場合

第6章 取引の参加者への注意喚起

第17条 (取引の参加者への注意喚起)

当取引所は、次の各号のいずれかに該当する場合であって、その周知を必要と認めるときは、取引の参加者に対する注意喚起を行うことができる。

(1) Bitcoinに関し、取引に参加する者の投資判断に重要な影響を与えるおそれがあると認められる情報が生じている場合で、当該情報の内容が不明確であるとき。

(2) Bitcoinの状況に関して、特に注意を要すると認められる事情があるとき。

第7章 売買に関する制約等

第18条 (取引への参加の条件)

何人も、当取引所の顧客管理システムに記録された各自の仮想通貨口座の残高を超えて売り呼値を、また、法定通貨口座に記録されている残高を超えて買い呼値を行うことはできない。

第19条 (当取引所の市場におけるBitcoinの売買に関する規制措置)

当取引所は、当取引所の市場におけるBitcoinの売買の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合には、当取引所の市場におけるBitcoinの売買に関し、当取引所の規則により定める規制措置のうち、必要な措置を行うことができる。

第8章 雑則

第20条 (総取引高、市況等の通知及び公表)

当取引所の市場における毎日の総取引高、市況等の通知及び公表は、電子情報媒体を通じて行うものとする。

第21条（市場運営に関する必要事項の決定）

当取引所は、この規程に定める事項のほか、当取引所の市場の運営に関して必要がある場合には、所要の取扱いについて規則により定めることができる。

付 則

2017年6月29日制定

2017年6月29日施行